

税

のお知らせ

■ 税務課(内線116)

軽自動車税の納期限は5月31日

軽自動車税は、市役所、各住民センター、金融機関のほかコンビニエンスストアでも納付できます。軽自動車税納税通知書は5月上旬に送付しますので、忘れずに納付しましょう。

● 取り扱いができる

主なコンビニエンスストア

セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート
デイリーヤマザキ、コストコ、エブリワン

※その他の取り扱い店舗は、送付される納税通知書の裏面に記載しています。

※取り扱いができない店舗や手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

● 納付期限 5月31日(火)



軽自動車税の減免申請は 早めに済ませましょう

〈減免対象〉

次のいずれかに該当すれば減免対象となります。

1. 障がい者の通学、通院、通所または生業のために使用する車で、次に該当するもの。ただし、普通車も含めて1台に限りです。

① 障害者手帳などをお持ちの人で、歩くことが困難な人が所有する軽自動車など

② 障害者手帳などをお持ちの人と生計の同じ人が所有する軽自動車など

③ 障害者手帳などをお持ちの人のみの世帯の人を常時介護する人が運転する軽自動車など

〈申請方法〉

2. 車両の構造が障がい者用の軽自動車など

〈持参品〉

① 軽自動車税納税通知書

② 身体障害者手帳(戦傷病者手帳)、療育手帳
または精神障害者保健福祉手帳

③ 運転免許証 ④ 車検証 ⑤ 印かん

⑥ その他(状況により必要な書類があります)

● 申請期限 5月24日(火)

※申請期限を過ぎると減免できません。なお、障がいの程度には制限があります。

※手帳の等級によっては、減免が受けられない場合があります。

※普通自動車の減免手続きは、県央振興局で受け付けています。

入っていますか? 自賠責保険

自動車はもちろんバイク、原付自転車の所有者は、自賠責保険(自動車損害賠償責任保険・共済)への加入が義務づけられています。未加入者の運行は、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金、さらに違反点数は6点で、即免許停止処分となります。

自賠責保険の期限がきれていないか、また未加入ではないか確認してください。

加入手続きは市内の車両販売店などで取り扱っています。

自動車税の納期限は5月31日

自動車税の納付書は5月上旬に送付されます。お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで忘れずに納付しましょう。

● 納付期限 5月31日(火)

■ 県央振興局税務部

☎ 2205008

